



18年度 予算の概要

一般会計予算を、平成17年度の旧町の当初予算総額と比較して申し上げます。

予算総額は247億514万9千円であり、比較すると7億8972万4千円、3・1%の減となっております。

歳入につきましては、市民税は税制改正による定率減税の半減などにより0・9%の増になっておりますが、固定資産税につきましては評価替えに伴い1・1%の減となっており、市税全体では0・6%の減となっております。地方交付税については、97億7660万9千円と昨年度より0・1%の減として見込んでおりますが、予算的には大変厳しいものとなっております。

歳出につきましては、減額になった主なものとして、

●議会費

財源が限られる中で、歳出の見直しを図りつつ、重要な事業を実施してまいります。

18年度の 事業概要

それでは、事業の概要について主なものを説明申し上げます。

①地域振興事業について

これまで旧町において、古くから地域に伝わる祭りや、近年、町の活性化を目的に開催されてきたイベントがあります。これらの祭りやイベントを通して、地域のつながりをより一層深め、それぞれの地域の特色を生かした新しいふるさとづくりのために4902万円を計上しております。

現在、島鉄バスの13系統、県営バスの4系統について運行維持のための財政支援をしておりますが、生徒の

3億3163万3千円58・5%の減
●総務費
10億9016万3千円26・7%の減
●土木費
4億1381万4千円19・6%の減
●農林水産業費
2億5502万7千円11・1%の減
増額になった主なものとして、

●民生費
12億9338万1千円22・3%の増
●消防費
5180万6千円5・6%の増
となっております。

旧町の継続事業で市民のために行う事業は、できる限り実施することとし、財政調整基金17億3600万円、減債基金5億円を取り崩して歳入の不足分を補っております。

しかし、このようなやり繰りを行っていけば、財政調整基金、減債基金の残高は、ここ2・3年しかありません。したがって、18年度中には財政計画の見直しを行い、計画的な財政運営を行ってまいります。

なお、実施事業につきましては、主要事業の概要の中で述べさせていただきますことといたします。

次に各特別会計でございしますが、旧町の当初予算総額と比較して申し上げます。

○国民健康保険事業特別会計につきましては、75億4797万6千円、1・9%の減となっております。

通学、子どもや高齢者など車を使えない人たちの交通手段として、引き続き確保が必要ことから、今年度は3779万円を計上しております。

なお、来年4月には県営バスが島原半島から撤退の意向を表明しておりますが、今後、半島3市および関係機関で構成する長崎県バス対策協議会島原地域分科会において、必要な方策を協議し市民皆様への影響を最小限に止めるよう努めてまいります。

また同時に、民間活力を生かしたコミュニティバスや乗り合いタクシーなど、新たな地域交通の確保を視野に入れ、必要な調査や検討にも着手してまいります。

②福祉関係事業について

全ての市民が、人間らしく輝いて生きていける福祉の実現を目指して、様々な施策に取り組む必要があります。新市においては福祉事務所を設置し、生活保護、児童福祉事務など福祉関係の業務を行ってまいります。

障害者対策といたしましては、平成18年度から障害者自立支援法が施行され、地域で安心して暮らせる社会実現をめざしています。障害の種類にかかわらず、必要とするサービスを利用するための仕組みを一元化し、介護給付、訓練等給付、自立支援医療給付を受けられるようになります。

○老人保健事業特別会計につきましては、78億502万3千円、2・4%の減となっております。

○簡易水道事業特別会計につきましては、19億3421万8千円、40・1%の増となっております。

増額の主な内容として、施設や設備の老朽化による漏水、故障等の修繕経費の増額並びに需要量の増大に伴う供給施設の整備の必要性から、本年度は市内4地区が国庫補助事業を実施するため、増額になっております。

○宅地開発事業特別会計につきましては、150万1千円、92・7%の減となっております。

減額の主な内容として、前年度は宅地開発費1811万2千円が計上されておりましたが、本年度においては補修工事費と宅地分譲事務費のみ計上されているため減額になっております。

○下水道事業特別会計につきましては、9億919万5千円、5・2%の増となっております。

○水道事業会計につきましては、2億8842万4千円、3・6%の増となっております。

南島原市の予算は、市民の福祉の向上のため、時代に即応した施策や安全対策、社会資本の整備等、厳しい財政状況の中でも編成していかねばなりません。

高齢者福祉対策につきましては、本年度から介護保険法が改正され、予防重視型の新予防給付事業が新設され、要支援・要介護になるおそれのある高齢者を対象とした効果的な介護予防事業が展開されることになりました。サービス内容のケアマネジメントは「地域包括支援センター」が行ってまいります。

児童福祉対策につきましては、児童手当の支給拡大が小学校6年生まで引き上げられました。また、地域や家庭における児童虐待等の問題が深刻化している今日、新市におきましては家庭児童相談員、母子自立支援員を配置し、児童虐待防止や母子家庭等への支援充実に配慮しております。

